

山口県気候変動適応センター設置要綱

令和3年7月20日

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、山口県における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「山口県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）を山口県環境保健センターに設置する。

(所掌事務)

第2条 適応センターは次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、気候変動適応を推進するために必要と認められる業務。

(組織)

第3条 適応センターに、センター長、副センター長及びセンター職員を置く。

- 2 センター長は、山口県環境保健センター所長を充てるものとし、センターを総括する。
- 3 副センター長は、山口県環境保健センター環境科学部長を充てるものとし、センター長を補佐する。
- 4 センター職員は、センター長が指名する山口県環境保健センター職員とする。

(庶務)

第4条 適応センターの庶務は、山口県環境生活部環境政策課において処理をする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、適応センターの運営等に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日より施行する。